

登園許可書

(学校伝染病に係わる登園に関する意見書)

下記の疾患に罹患したため、学校保健法施行規則第 20 条に基づき療養を指示していましたが、伝染の恐れがきわめて少なくなったので、 年 月 日以降の登園が可能であると判断しました。

なお、学校伝染病で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。

また、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

認定こども園 和泉チャイルド幼稚園

クラス 年 齢	組 歳	氏 名	
------------	--------	--------	--

- | | |
|------------------|------------------------------|
| 1. 麻疹（はしか） | 9. 腸管出血性大腸菌感染症 |
| 2. 風しん | 10. 流行性角結膜炎 |
| 3. 水痘（水疱瘡） | 11. 急性出血性結膜炎 |
| 4. 流行性耳下腺炎（おたふく） | 12. A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎（A 群溶連菌感染症） |
| 5. 百日咳 | 13. 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど） |
| 6. 咽頭結膜熱（プール熱） | 14. アデノウイルス咽頭炎（アデノウイルス感染症） |
| 7. 結核 | 15. その他の伝染病 |
| 8. インフルエンザ | (病名) |

○その他の伝染病とは、必ずしも感染症法・学校保健法に規定された感染症に関わらず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

年 月 日

医療機関：

診察医師：_____

医療機関へのお願い

和泉市内の公立保育園・民間保育園・幼児教室では、学校伝染病にかかった子どもが登園するときには、この意見書を提出するよう指導していますので、よろしくお願ひします。

(なお、この意見書代につきましては、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。)